

9 介護給付適正化の推進

(1) 総論

(現状と課題)

- 介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供することを促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。
- 本県では、平成 23 (2011) 年度に策定した「第 2 期介護給付適正化計画」において、①要介護認定の適正化、②ケアマネジメントの適切化、③事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化の 3 つを重点課題に位置付けて取り組むとともに、④市町が行う適正化事業の広域支援を実施しています。
- 今後も、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を一層推進する必要があります。

(県の取組)

- 本県では、この計画を、第 3 期介護給付適正化計画と位置づけ、①介護サービス事業者等への指導・監査、②介護サービスに関する苦情への対応、③市町が行う適正化事業の広域支援を実施します。

(2) 介護サービス事業者等への指導・監査

(現状と課題)

- 介護保険は、社会保障制度の一つであり、公益性の高い行動規範の遵守が求められることから、事業者に対しては、人員、設備及び運営に関する基準の遵守、適正な介護報酬の請求に加え、より一層のケアの質の向上に取り組むよう指導を行っています。このことにより、適切な運営を行っている事業者を支援しつつ、介護給付の適正化を図っているところです。
- また、介護報酬の不正請求や著しい指定基準違反を行う悪質な事業者に対しては、利用者に著しい不利益をもたらすのみならず、介護保険制度全体の信用を損なうものであることから、関係法令等に基づき、指定の取消等を含め、厳正に対処しているところです。
- 介護保険制度の創設以来、事業者が増加し続けていることに加え、サービス付き高齢者向け住宅に居宅サービスを併設する形態の事業者が参入するなど、高齢化の進展に伴い、事業者を取り巻く環境も変化しており、機能性の高い指導監督体制の確立と指導監督手法の重点化・効率化が求められています。

図3-9-1 平成25（2013）年度指導・監査等の結果概要

平成25（2013）年度の指定介護保険施設・事業所実地指導の指摘項目

ア 介護給付サービス事業

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	介護給付 費の算定	その他	計
訪問介護事業所		6	80	4	2	92
訪問入浴介護事業所		1	4	1	—	6
訪問看護事業所		—	7	—	—	7
訪問リハビリテーション事業所		—	—	—	—	—
居宅療養管理指導事業所		—	6	—	—	6
通所介護事業所		20	193	28	5	246
通所リハビリテーション事業所		—	8	1	—	9
短期入所生活介護事業所		2	68	5	5	80
短期入所療養介護事業所		—	6	2	—	8

指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	介護給付 費の算定	その他	計
指定施設・事業所					
特定施設入居者生活介護事業所	—	8	—	—	8
福祉用具貸与事業所	—	2	1	—	3
特定福祉用具販売事業所	—	2	—	—	2
居宅介護支援事業所	3	116	31	1	151
介護老人福祉施設	3	65	18	4	90
介護老人保健施設	—	7	3	—	10
介護療養型医療施設	—	—	—	—	—
計					
〔 実施 114施設・事業所 〕	35	572	94	17	718
〔 指摘 112施設・事業所 〕	4.9%	79.7%	13.1%	2.4%	100.0%

(注) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

イ 予防給付サービス事業

指摘項目	人員基 準関係	運営基 準関係	支援基 準関係	給付費 の算定	その他	計
指定施設・事業所						
訪問介護事業所	5	50	11	3	1	70
訪問入浴介護事業所	—	—	—	—	—	—
訪問看護事業所	—	6	—	—	—	6
訪問リハビリテーション事業所	—	—	—	—	—	—
居宅療養管理指導事業所	—	6	—	—	—	6
通所介護事業所	14	92	29	30	5	170
通所リハビリテーション事業所	—	8	—	1	—	9
短期入所生活介護事業所	—	16	1	2	—	19
短期入所療養介護事業所	—	5	1	1	—	7
特定施設入居者生活介護事業所	—	—	—	—	—	—
福祉用具貸与事業所	—	2	—	1	—	3
特定福祉用具販売事業所	—	—	—	—	—	—
計						
〔 実施 76施設・事業所 〕	19	185	42	38	6	290
〔 指摘 49施設・事業所 〕	6.6%	63.8%	14.5%	13.1%	2.1%	100.0%

(注) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

平成25(2013)年度実地指導による介護報酬の過誤調整の状況

21事業所 過誤調整額 26,842,194円

平成25(2013)年度監査による介護報酬の返還の状況

3事業所 返還額 3,775,522円

介護サービス事業所 行政処分件数

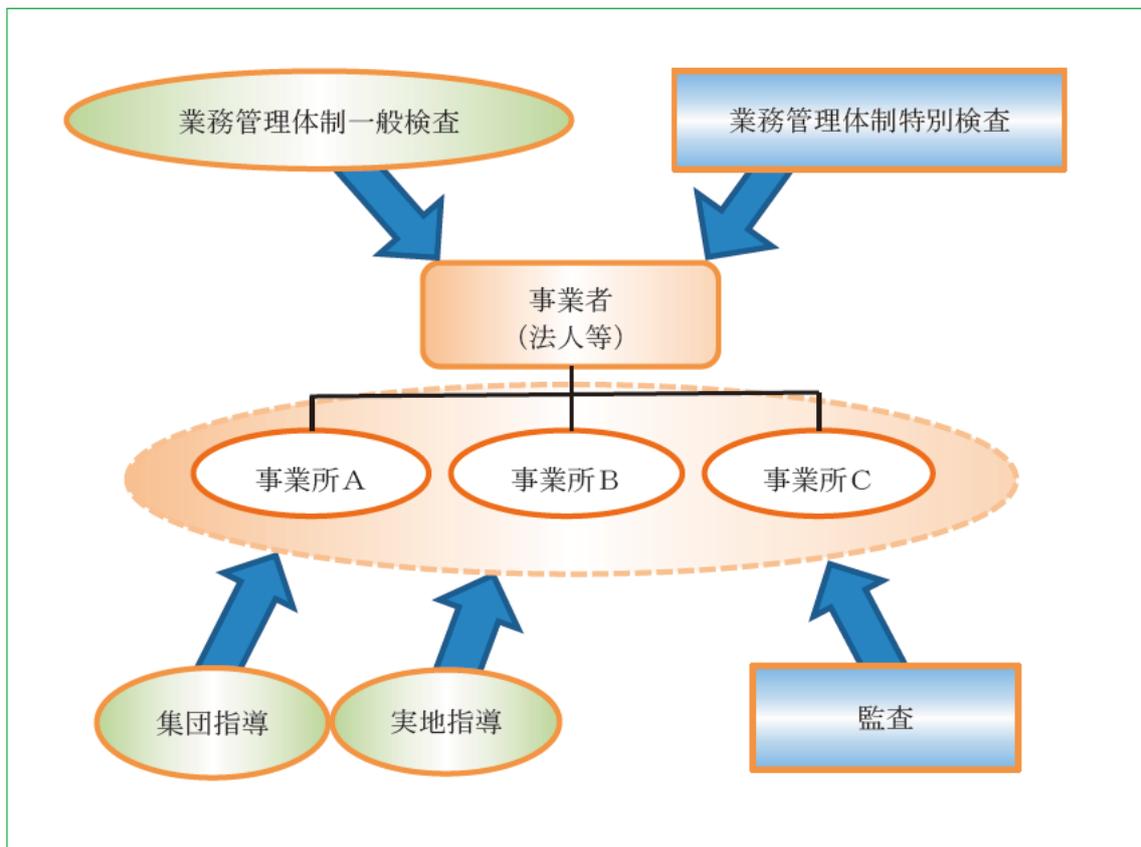
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
8	5	2	2	3

三重県福祉監査課作成

(県の取組)

- 毎年、全事業者を対象に実施している集団指導を強化し、制度理解や不正防止に努めるとともに、定期的な実地指導と随時的な実地指導を組み合わせ、効果的に実施することにより、よりよいケアの実現と介護給付の適正化に努めます。
- 利用者からの苦情・相談や内部通報等により介護報酬の不正請求や指定基準違反等が疑われる場合には、迅速かつ効果的に監査を行い、悪質な事業者には、指定の取消等の行政処分を含め、厳正な措置を講じます。
- 介護保険事業運営の適正化を図るため、事業者に対して業務管理体制の一般検査を実施し、法令遵守責任者の設置等について指導するとともに、監査の結果、指定取消処分相当であると認められる場合には、事業者の本部等に対して特別検査を実施します。

図3-9-2 指導・監査等の体制



(3) 介護サービスに関する苦情への対応

(現状と課題)

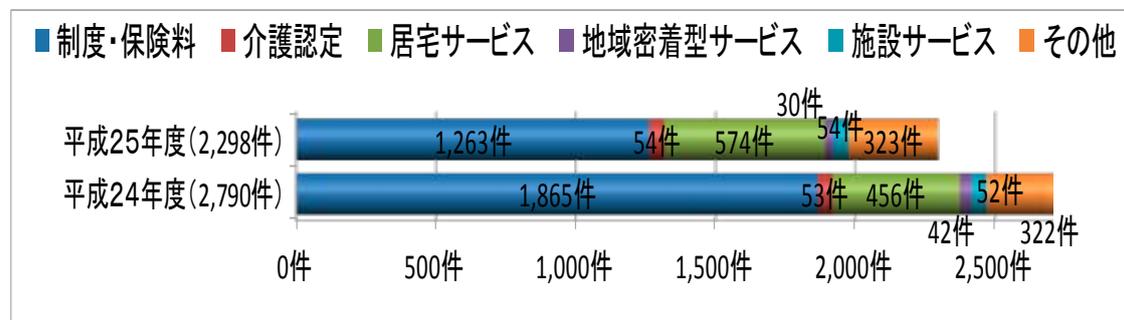
- 介護保険制度施行から 14 年が経過し、介護保険の利用者も年々増加しています。利用者やその家族の認識も高まり、保険者（市町・広域連合）や三重県国民健康保険団体連合会に介護サービスに関する様々な内容の苦情相談が寄せられています。
- 市町・三重県国民健康保険団体連合会への介護保険サービスに対する苦情・相談件数は平成 25(2013)年度では、年間 2,200 件を超えています。
- 三重県国民健康保険団体連合会への苦情申立の内容は、介護度の高い高齢者が多く入居する施設サービスに関するものとなっています。
- 施設サービスをはじめ、通所・訪問系の在宅サービスにおいても多くの介護事故が発生しています。平成 25(2013)年度は、年間 1,100 件を超える骨折等の事故の発生について介護保険事業者から保険者（市町・広域連合）に報告がありました。

図 3-9-3 市町・三重県国民健康保険団体連合会の苦情相談件数

1 市町・国保連合会への苦情相談件数（国保連合会調べ）

	三重県国民健康保険団体連合会			市町 相談・苦情件数
	合計	相談件数	苦情申立件数	
平成 25 年度	60	59	1	2,238
平成 24 年度	65	65	0	2,725
平成 23 年度	79	79	0	1,638
平成 22 年度	77	75	2	2,615
平成 21 年度	75	74	1	1,800

2 市町・国保連合会への苦情相談のサービス種類別件数（国保連合会調べ）

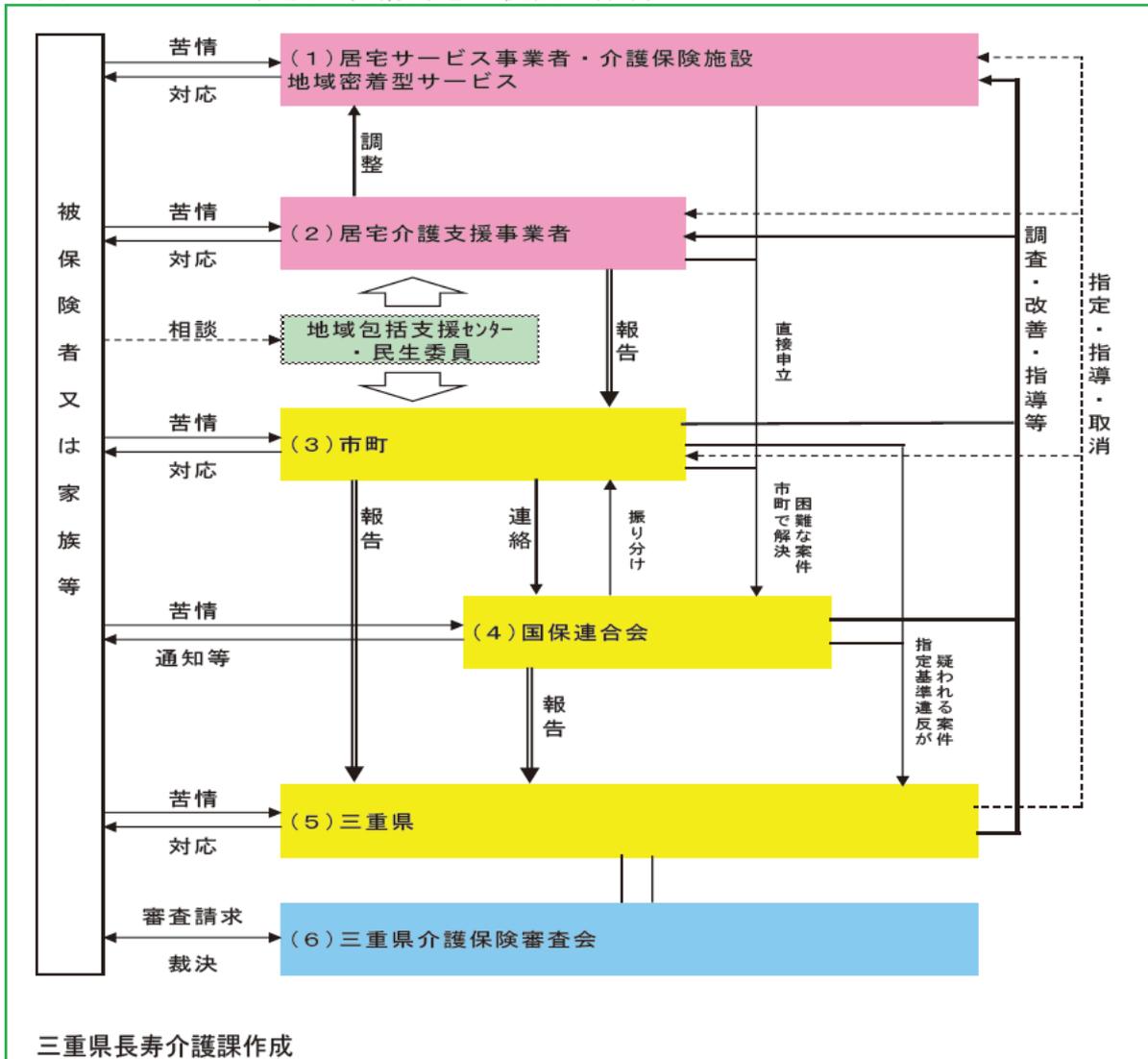


三重県長寿介護課作成

(県の取組)

- 介護サービスにかかる苦情・相談については、介護報酬の不正請求・不適切なサービス提供の発見につながることもあります。保険者である市町、三重県国民健康保険団体連合会が設置する苦情処理委員会等と連携し、必要に応じて当該事業所へ立入調査を行い、苦情等の早期解決を図るとともに、介護給付の適正化に向けた適切な指導・助言を行います。
- サービス提供中に施設・事業所で発生した介護事故については、県が作成したマニュアルに基づき、保険者である市町から報告を求めるとともに、市町と連携し事故の未然防止・抑制を図ります。
- 利用者と事業者の両者が話し合っても解決が難しいケースや直接言いにくいケースについては、三重県福祉サービス運営適正化委員会（※社会福祉法第83条に基づき、都道府県社会福祉協議会に設置されています。）に苦情を申し出ることができます。運営適正化委員会では、相談・助言・事業調査・申し入れや斡旋などにより、解決に向けた支援を行います。

図 3-9-4 相談・苦情対応の役割と体制



(4) 市町が行う適正化事業の広域支援

(現状と課題)

- 介護給付の適正化を推進するうえで、市町には、介護保険の保険者として、図3-9-5に示す適正化主要5事業の実施が求められています。すべての市町において主要5事業のすべてが実施されることが望ましいところですが、すべての事業を実施することが難しい場合は、効果的と思われる取組を重点的に実施することとしています。

図3-9-5 市町での実施が求められる適正化主要5事業

- ①要介護認定の適正化
指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の内容について、市町職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検する。
- ②ケアプランの点検
介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画等（ケアプラン）の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、市町職員等の第三者が点検及び支援を行う。
- ③住宅改修等の点検
 - (1) 住宅改修の点検
住宅改修の申請を受け、改修工事を施工する前に受給者宅の実態確認又は工事見積書の点検を行うとともに、施工後に訪問して又は竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検する。
 - (2) 福祉用具購入・貸与調査
福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認する。
- ④縦覧点検・医療情報との突合
 - (1) 縦覧点検
受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行う。
 - (2) 医療情報との突合
受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。
- ⑤介護給付費通知
受給者に対して、利用したサービスの内容と費用を通知し、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発する。

- 本県では、「ケアプランの点検」の実施状況が他の適正化事業と比べると低い状況にあるため、市町の担当者を対象として、ケアプラン点検の具体的な進め方についての研修会を開催しました。
- 「縦覧点検・医療情報との突合」について三重県国民健康保険団体連合会と調整を図り、平成 24（2012）年度からの全市町の三重県国民健康保険団体連合会への業務委託が実現しました。
これにより、人員体制上の制約等から実施ができていなかった市町においても点検が実施されることになりました。
また、県下一律の点検が広く実施されることで、事業者の介護報酬算定要件に対する認識の向上にもつながっています。
- すべての市町において、いずれかの適正化事業が実施されており、それぞれの事業についても全国の実施率と比較して着実に取り組まれています。その取組を更に充実・発展させる必要があります。

図 3－9－6 適正化主要 5 事業の実施状況（平成 24 年度）

	三重県		全国
	実施市町数	実施率	実施率
①要介護認定の適正化	23	92.0%	94.9%
②ケアプランの点検	20	80.0%	63.0%
③住宅改修等の点検	22	88.0%	81.6%
④縦覧点検・医療情報との突合	25	100.0%	83.5%
⑤介護給付費通知	23	92.0%	70.1%

※平成 24 年度介護給付適正化実施状況調査結果による

(県の取組)

- 依然として低い実施状況にある「ケアプランの点検」を重点事業として設定し、市町での積極的な取組を求めるとともに、取組にあたっての目標を図3-9-7のとおりとします。

図3-9-7 「ケアプランの点検」についての取組目標

年度	目標（水準）
平成27年度	すべての市町において「ケアプランの点検」を実施する。
平成28年度	「ケアプランの点検」を実施することにより得られる効果をより確かなものにするための実施方法を検討して事業に反映させる。 例：点検後の介護支援専門員に対する意識調査や、過去に点検した事例についてその後のケアプランを確認するなど、事業の効果を把握・検証する。
平成29年度	例：介護給付適正化システムまたは三重県国民健康保険団体連合会から提供されるケアプラン分析システムにおいて特異な値を示しているものを重点的に取り組むなど、事業の有効性を高める。 例：サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者に焦点を当てて、いわゆる「囲い込み」に伴う過剰なサービス提供の改善・防止を目的に点検対象を選定する。 例：地域ケア会議との連携を図り、事業の有効性を高める。

- 県としては、上記の取組目標の達成に向けて好事例の収集・情報提供を行うとともに、市町が抱える課題の解決に向けて必要に応じて個別に対応するなど、きめ細かな支援を行います。
- 「縦覧点検・医療情報との突合」については、引き続き三重県国民健康保険団体連合会への委託事業として着実に実施されることを期待します。
県としては、事業の実施において疑義が生じた場合は、市町及び三重県国民健康保険団体連合会と連携しその解決を図ります。
- その他の適正化事業についても、市町担当者会議を開催し市町における取組が効果的に進められるよう支援を行います。